

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月13日
【中間会計期間】	第101期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社中京銀行
【英訳名】	The Chukyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 末安 堅二
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目33番13号
【電話番号】	052(262)6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 阪野 俊治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目10番4号 株式会社中京銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3555)6811(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 黒田 逸郎
【縦覧に供する場所】	株式会社中京銀行津支店 (三重県津市東丸之内20番11号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	18,836	18,526	19,340	37,779	36,695
連結経常利益	百万円	3,503	4,195	4,099	8,609	8,825
連結中間純利益	百万円	1,818	1,922	2,564	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	4,773	4,147
連結純資産額	百万円	77,506	88,839	93,227	83,665	94,910
連結総資産額	百万円	1,581,840	1,611,899	1,657,834	1,588,104	1,650,164
1株当たり純資産額	円	356.87	409.16	425.93	385.16	437.08
1株当たり中間純利益	円	8.37	8.85	11.81	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	21.86	18.99
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.32	8.76	9.68	9.12	9.60
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	12,288	19,028	9,275	6,676	1,045
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	7,209	4,944	8,904	32,303	24,645
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	789	3,685	6,429	5,496	5,578
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	96,541	69,169	50,418	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	-	-	-	58,772	38,662
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,310 [394]	1,335 [430]	1,381 [421]	1,289 [401]	1,303 [428]

(注) 1. 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、各年度および各中間連結会計期間とも潜在株式がないので、記載しておりません。

3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

6 . 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第99期中	第100期中	第101期中	第99期	第100期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	18,060	17,718	18,566	36,190	35,085
経常利益	百万円	3,337	3,930	3,715	8,328	8,421
中間純利益	百万円	1,759	1,780	2,312	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	4,644	3,935
資本金	百万円	31,844	31,844	31,844	31,844	31,844
発行済株式総数	千株	217,459	217,459	217,459	217,459	217,459
純資産額	百万円	77,348	88,446	91,739	83,434	94,432
総資産額	百万円	1,577,047	1,605,954	1,650,330	1,583,135	1,643,097
預金残高	百万円	1,440,857	1,455,927	1,478,675	1,439,112	1,463,118
貸出金残高	百万円	1,137,358	1,144,471	1,176,758	1,148,400	1,174,902
有価証券残高	百万円	309,692	354,050	368,942	338,079	382,555
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	6.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.26	8.70	9.60	9.06	9.55
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,208 [341]	1,229 [351]	1,294 [342]	1,191 [338]	1,207 [350]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間においては、当行グループ（当行および当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	クレジットカード・ 信用保証業務	その他	合計
従業員数（人）	1,294 [342]	30 [0]	57 [79]	1,381 [421]

(注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員426人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	1,294 [342]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員345人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、中京銀行従業員組合と称し、組合員数は1,043人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間における国内経済を振り返りますと、輸出が増加を続けたことに加え、高水準の企業収益を背景に設備投資は堅調な伸びとなりました。また、雇用所得の増加が個人消費の増加につながり、景気は緩やかに拡大を続けました。

一方、金融政策については、景気回復が確実さを増す中、日本銀行は長期にわたり継続してきた金融市場調節方針を変更し、ゼロ金利政策を18年7月に解除しましたが、その後も無担保コールレートを0.25%前後で推移するよう促したことから、10年物国債利回りも2.0%を下回る水準で推移し、金融は緩和した状況が継続しました。

このような経済金融情勢の下、当行は新たな飛躍に向けた土台作りのため、平成17年4月に第13次長期経営計画（“ひたむき中京”計画）を策定し、サービス業の原点への回帰を基本方針として、顧客接点の拡大、顧客好感度の向上、顧客相談力の向上に向けた様々な施策を展開してまいりました。

こうした取組みの結果、当行および当行グループの業績は次のとおりとなりました。

資産の部合計は、前連結会計年度末比76億円増加し1兆6,578億円、うち貸出金は、前連結会計年度末比21億円増加し1兆1,807億円、負債の部合計は前連結会計年度末比100億円増加し1兆5,646億円、うち預金は前連結会計年度末比154億円増加し1兆4,762億円、純資産の部合計は前連結会計年度末比16億円減少し932億円となりました。

経常収益は前中間連結会計期間末比8億14百万円増加し193億40百万円、経常費用は前中間連結会計期間末比9億9百万円増加し152億40百万円となりました。その結果経常利益は、前中間連結会計期間末比96百万円減少し、40億99百万円となりました。一方、中間純利益については、前中間連結会計期間に特別損失として計上した固定資産の減損損失の計上が当中間連結会計期間には無くなったことから、前中間連結会計期間末比6億42百万円増加し、25億64百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結キャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金および債券貸借取引受入担保金の増加を主な要因として92億75百万円の収入となりました。また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券に係る売却・償還金額が取得金額を上回ったことを主な要因として89億4百万円の収入となりました。一方、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済や期末配当の支払いなどにより64億29百万円の支出となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比117億55百万円増加し、504億18百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収支は前中間連結会計期間比232百万円減少し、13,510百万円の利益計上となりました。役員取引等収支は前中間連結会計期間比7百万円増加し、1,649百万円の利益計上となりました。また、その他業務収支は前中間連結会計期間比367百万円減少し、558百万円の損失計上となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	12,743	1,004	6	13,742
	当中間連結会計期間	12,958	558	6	13,510
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	13,280	1,237	8	14,509
	当中間連結会計期間	13,950	976	7	14,919
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	537	232	2	767
	当中間連結会計期間	992	418	1	1,409
役員取引等収支	前中間連結会計期間	1,570	72	0	1,642
	当中間連結会計期間	1,576	72	0	1,649
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	2,636	89	227	2,498
	当中間連結会計期間	2,689	89	222	2,556
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,066	16	227	856
	当中間連結会計期間	1,113	16	222	907
その他業務収支	前中間連結会計期間	331	212	310	191
	当中間連結会計期間	347	607	298	558
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	548	-	310	238
	当中間連結会計期間	436	-	298	138
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	217	212	-	429
	当中間連結会計期間	89	607	-	696

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」欄の計数は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

(以下において同じであります。)

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門

(業績説明)

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、貸出金および有価証券の増加を主な要因として前中間連結会計期間比71,606百万円増加し、1,429,120百万円となりました。また、運用資産に係る受取利息も有価証券残高の増加を主な要因として前中間連結会計期間比670百万円増加し、13,950百万円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の増加を主な要因として前中間連結会計期間比47,839百万円増加し、1,454,679百万円となりました。また、資金調達に係る支払利息も預金利回りの上昇を主な要因として前中間連結会計期間比455百万円増加し、992百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,357,514	13,280	1.93
	当中間連結会計期間	1,429,120	13,950	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,125,847	11,657	2.05
	当中間連結会計期間	1,159,967	11,400	1.96
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	582	3	1.28
	当中間連結会計期間	686	3	1.08
うち有価証券	前中間連結会計期間	225,684	1,619	1.42
	当中間連結会計期間	257,878	2,291	1.77
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	8,243	7	0.18
うち預け金	前中間連結会計期間	5,400	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,626	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,406,840	537	0.06
	当中間連結会計期間	1,454,679	992	0.13
うち預金	前中間連結会計期間	1,384,336	300	0.04
	当中間連結会計期間	1,420,077	682	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	221	0	0.21
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,147	0	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	7,925	6	0.16
うち借入金	前中間連結会計期間	11,474	90	1.56
	当中間連結会計期間	3,223	28	1.76

(注) 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

国際業務部門

(業績説明)

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券の減少を主な要因として前中間連結会計期間比4,107百万円減少し、91,432百万円となりました。また、運用資産に係る受取利息も有価証券利回りの低下を主な要因として前中間連結会計期間比261百万円減少し、976百万円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の減少を主な要因として前中間連結会計期間比439百万円減少し、17,618百万円となりました。一方、資金調達に係る支払利息は預金利回りの上昇を主な要因として前中間連結会計期間比186百万円増加し、418百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	95,539	1,237	2.57
	当中間連結会計期間	91,432	976	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	67	1	4.83
	当中間連結会計期間	42	1	6.62
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	88,204	1,113	2.51
	当中間連結会計期間	83,035	815	1.95
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,700	25	3.03
	当中間連結会計期間	1,055	25	4.89
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	18,057	232	2.55
	当中間連結会計期間	17,618	418	4.73
うち預金	前中間連結会計期間	18,016	232	2.57
	当中間連結会計期間	17,568	418	4.75
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	1	0	5.35
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,453,054	7,703	1,445,351	14,518	8	14,509	1.99
	当中間連結会計期間	1,520,553	2,183	1,518,369	14,926	7	14,919	1.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,125,914	2,175	1,123,739	11,658	2	11,656	2.05
	当中間連結会計期間	1,160,010	463	1,159,547	11,402	1	11,401	1.96
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	582	-	582	3	-	3	1.28
	当中間連結会計期間	686	-	686	3	-	3	1.08
うち有価証券	前中間連結会計期間	313,889	1,365	312,524	2,733	6	2,727	1.74
	当中間連結会計期間	340,913	1,267	339,646	3,106	6	3,100	1.82
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,700	-	1,700	25	-	25	3.03
	当中間連結会計期間	9,298	-	9,298	33	-	33	0.71
うち預け金	前中間連結会計期間	5,400	4,162	1,237	0	0	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,626	452	1,174	0	0	0	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,424,897	6,337	1,418,559	770	2	767	0.10
	当中間連結会計期間	1,472,298	2,839	1,469,458	1,410	1	1,409	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	1,402,352	4,162	1,398,189	533	0	533	0.06
	当中間連結会計期間	1,437,645	2,376	1,435,269	1,100	0	1,100	0.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	221	-	221	0	-	0	0.21
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	2,148	-	2,148	0	-	0	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	7,925	-	7,925	6	-	6	0.16
うち借入金	前中間連結会計期間	11,474	2,175	9,298	90	2	87	1.87
	当中間連結会計期間	3,223	463	2,760	28	1	27	1.97

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、証券関連業務の手数料増加を主な要因として前中間連結会計期間比58百万円増加し、2,556百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比51百万円増加し、907百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,636	89	227	2,498
	当中間連結会計期間	2,689	89	222	2,556
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,006	-	18	987
	当中間連結会計期間	998	-	21	976
うち為替業務	前中間連結会計期間	930	87	6	1,011
	当中間連結会計期間	901	88	7	982
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	302	-	-	302
	当中間連結会計期間	366	-	-	366
うち代理業務	前中間連結会計期間	156	-	-	156
	当中間連結会計期間	188	-	-	188
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2	-	-	2
	当中間連結会計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前中間連結会計期間	237	1	201	37
	当中間連結会計期間	232	1	193	39
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,066	16	227	856
	当中間連結会計期間	1,113	16	222	907
うち為替業務	前中間連結会計期間	198	16	6	207
	当中間連結会計期間	194	16	7	203

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,439,890	16,036	3,906	1,452,020
	当中間連結会計期間	1,460,952	17,722	2,437	1,476,238
うち流動性預金	前中間連結会計期間	699,602	-	3,756	695,845
	当中間連結会計期間	714,273	-	2,287	711,986
うち定期性預金	前中間連結会計期間	726,696	-	150	726,546
	当中間連結会計期間	739,910	-	150	739,760
うちその他	前中間連結会計期間	13,592	16,036	-	29,628
	当中間連結会計期間	6,769	17,722	-	24,492
総合計	前中間連結会計期間	1,439,890	16,036	3,906	1,452,020
	当中間連結会計期間	1,460,952	17,722	2,437	1,476,238

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,147,229	100.00	1,180,761	100.00
製造業	152,606	13.30	162,729	13.78
農業	1,852	0.16	2,165	0.18
林業	718	0.06	600	0.05
漁業	3,090	0.27	2,978	0.25
鉱業	491	0.04	572	0.05
建設業	102,914	8.97	99,207	8.40
電気・ガス・熱供給・水道業	754	0.07	336	0.03
情報通信業	6,016	0.52	5,918	0.50
運輸業	40,182	3.50	42,326	3.59
卸売・小売業	189,497	16.52	190,728	16.15
金融・保険業	47,326	4.13	39,648	3.36
不動産業	140,288	12.23	195,685	16.57
各種サービス業	141,197	12.31	141,024	11.94
地方公共団体	7,617	0.66	7,858	0.67
その他	312,675	27.26	288,980	24.48
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,147,229	-	1,180,761	-

(注) 「国内」とは、当行および連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項なし

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	92,344	-	-	92,344
	当中間連結会計期間	108,471	-	-	108,471
地方債	前中間連結会計期間	20,740	-	-	20,740
	当中間連結会計期間	23,255	-	-	23,255
社債	前中間連結会計期間	79,460	-	-	79,460
	当中間連結会計期間	78,666	-	-	78,666
株式	前中間連結会計期間	55,026	-	1,339	53,687
	当中間連結会計期間	58,198	-	1,236	56,961
その他の証券	前中間連結会計期間	21,059	86,240	-	107,300
	当中間連結会計期間	21,333	79,834	-	101,167
合計	前中間連結会計期間	268,631	86,240	1,339	353,532
	当中間連結会計期間	289,925	79,834	1,236	368,522

(注) 「その他の証券」には、外国債券および外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	14,333	13,800	533
経費 (除く臨時処理分)	10,206	10,494	288
人件費	5,731	5,957	226
物件費	3,844	3,907	63
税金	630	629	1
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	-	3,306	-
のれん償却額	-	-	-
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	4,126	3,306	820
一般貸倒引当金繰入額	1,253	409	844
業務純益	5,380	3,715	1,665
うち債券関係損益	169	555	386
臨時損益	1,449	0	1,449
株式関係損益	897	1,255	358
不良債権処理損失	1,977	823	1,154
貸出金償却	1	3	2
個別貸倒引当金繰入額	1,953	816	1,137
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
その他の債権売却損等	22	3	19
その他臨時損益	369	432	63
経常利益	3,930	3,715	215
特別損益	860	10	850
うち固定資産処分損益	51	14	37
税引前中間純利益	3,070	3,704	634
法人税、住民税及び事業税	303	1,566	1,263
法人税等調整額	986	174	1,160
中間純利益	1,780	2,312	532

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用および退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.80	1.81	0.01
（イ）貸出金利回	2.00	1.90	0.10
（ロ）有価証券利回	1.43	1.77	0.34
(2) 資金調達原価	1.49	1.54	0.05
（イ）預金等利回	0.04	0.09	0.05
（ロ）外部負債利回	1.97	0.12	1.85
(3) 総資金利鞘	-	0.31	0.04

（注）1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	-	7.08	-
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	9.57	7.08	2.49
業務純益ベース	12.48	7.96	4.52
中間純利益ベース	4.13	4.95	0.82

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	1,455,927	1,478,675	22,748
預金（平残）	1,402,352	1,437,645	35,293
貸出金（未残）	1,144,471	1,176,758	32,287
貸出金（平残）	1,121,321	1,155,679	34,358

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）(A)	当中間会計期間 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
個人	1,038,317	1,055,277	16,960
法人	417,609	423,397	5,788
合計	1,455,927	1,478,675	22,748

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円）(A)	当中間会計期間 （百万円）(B)	増減（百万円） (B) - (A)
消費者ローン残高	336,076	336,973	897
住宅ローン残高	306,514	311,521	5,007
その他ローン残高	29,562	25,451	4,111

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	972,213	1,001,783	29,570
総貸出金残高	百万円	1,144,471	1,176,758	32,287
中小企業等貸出金比率	/ %	84.95	85.13	0.18
中小企業等貸出先件数	件	61,405	57,096	4,309
総貸出先件数	件	61,706	57,402	4,304
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.51	99.46	0.05

（注） 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社および個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	-	-	-	-
信用状	668	2,935	688	3,362
保証	2,061	22,304	1,878	23,094
計	2,729	25,239	2,566	26,456

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55条。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	31,844	31,844
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	23,184	23,184
	利益剰余金	8,790	12,937
	自己株式()	140	154
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	542
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子会社の少数株主持分	700	758
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
計 (A)	64,378	68,028	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,394	4,289
	一般貸倒引当金	3,663	3,311
	負債性資本調達手段等	10,000	20,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	10,000	20,000
	計	18,058	27,600
	うち自己資本への算入額 (B)	18,058	27,600
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,032	1,221
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	81,403	94,408
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	906,916	961,937
	オフ・バランス取引項目	21,674	12,377
	計 (E)	928,590	974,314
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		8.76	9.68

- (注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	31,844	31,844
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	23,184	23,184
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	617	885
	その他利益剰余金	-	11,377
	任意積立金	5,500	-
	中間未処分利益	2,319	-
	その他	-	-
	自己株式（ ）	134	154
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	542
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
計 (A)	63,331	66,595	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,394	4,289
	一般貸倒引当金	3,604	3,260
	負債性資本調達手段等	10,000	20,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	10,000	20,000
	計	17,999	27,549
	うち自己資本への算入額 (B)	17,999	27,549
控除項目	控除項目（注4） (C)	1,017	1,206
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	80,312	92,938
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	901,247	954,833
	オフ・バランス取引項目	21,674	12,377
	計 (E)	922,921	967,210
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（%）		8.70	9.60

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	21,008	19,471
危険債権	27,653	29,842
要管理債権	8,273	7,945
正常債権	1,115,345	1,151,676

2【生産、受注および販売の状況】

「生産、受注および販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界においては、景気の回復を受けた日本銀行の金融政策の転換により、金利変動への対応が重要な経営課題となってまいりました。新しい自己資本比率規制であるパーゼルの適用を平成19年3月期に控え、これまで以上にリスク管理の重要性が高まっています。

また、規制緩和の進展により業界内のみならず他業界との競争も激化する中、お客さまのライフスタイルや価値観の多様化に対応した商品やサービスへの対応が求められる一方で、金融商品取引法に基づく新たな金融商品取扱いルールへの対応など、利用者保護の視点に立った対応がこれまで以上に求められています。さらに適切な情報開示を図るため、財務報告にかかる内部統制の強化への対応が求められるなど、対処すべき課題は多岐にわたっている状況であります。

当行では、こうした経営課題に対し、グループの総力をあげて、スピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間においては、該当する経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当中間連結会計期間においては、該当する研究開発活動はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した店舗は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	半田支店	愛知県半田市	店舗	896.65	416.80	平成18年4月

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の売却の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	面積 (㎡)	前連結会計年度末 帳簿価額(百万円)	完了予定年月
当行	大阪支店	大阪市中央区	土地	386.24	102	平成18年11月

(注) 上記の計画は、平成18年11月30日に引渡しを行い、完了しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月13日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	217,459,581	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない 当行における 標準となる株 式
計	217,459,581	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	217,459	-	31,844,483	-	23,184,621

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	85,343	39.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,858	4.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,124	3.73
中京銀行従業員持株会	名古屋市中区栄3丁目33番13号	4,707	2.16
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	4,700	2.16
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,483	2.06
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,929	1.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,792	1.74
豊田通商株式会社	名古屋市中村区名駅4丁目9番8号	2,091	0.96
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	1,963	0.90
計	-	128,991	59.31

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 371,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 214,887,000	214,887	同上
単元未満株式	普通株式 2,201,581	-	同上
発行済株式総数	217,459,581	-	-
総株主の議決権	-	214,887	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が2個含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社中京銀行	名古屋市中区栄3丁目33番13号	371,000	-	371,000	0.17
計	-	371,000	-	371,000	0.17

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	435	430	370	359	359	358
最低(円)	396	361	331	319	336	316

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）および当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は、中間連結株主資本等変動計算書および中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間および前中間会計期間との対比は行っておりません。

4. 前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）および当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）および当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		70,300	4.36	51,222	3.09	39,430	2.39
コールローン及び買入手形		305	0.02	7,036	0.42	1,082	0.07
買入金銭債権		548	0.03	1,726	0.10	1,596	0.10
商品有価証券		474	0.03	824	0.05	641	0.04
有価証券	1, 8	353,532	21.93	368,522	22.23	382,100	23.15
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,147,229	71.17	1,180,761	71.22	1,178,635	71.43
外国為替	7	5,834	0.36	7,107	0.43	6,659	0.40
その他資産	8	10,673	0.66	13,478	0.81	12,730	0.77
動産不動産	8, 10, 11, 12	23,559	1.46	-	-	23,392	1.42
有形固定資産	10, 11, 12	-	-	22,802	1.38	-	-
無形固定資産		-	-	86	0.01	-	-
繰延税金資産		1,198	0.08	1,296	0.08	1,210	0.07
支払承諾見返		25,239	1.57	26,456	1.59	26,922	1.63
貸倒引当金		26,995	1.67	23,488	1.41	24,238	1.47
資産の部合計		1,611,899	100.00	1,657,834	100.00	1,650,164	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,452,020	90.08	1,476,238	89.05	1,460,803	88.53
コールマネー及び売渡手形	8	-	-	-	-	5,000	0.30
債券貸借取引受入担保金	8	-	-	8,265	0.50	-	-
借入金	13	8,900	0.55	2,800	0.17	8,100	0.49
外国為替		27	0.00	18	0.00	13	0.00
社債	14	10,000	0.62	20,000	1.21	20,000	1.21
その他負債		12,024	0.75	15,058	0.91	15,049	0.91
賞与引当金		938	0.06	972	0.06	896	0.06
役員賞与引当金		-	-	11	0.00	-	-
退職給付引当金		1,246	0.08	1,257	0.07	1,280	0.08
繰延税金負債		7,602	0.47	9,262	0.56	12,195	0.74
再評価に係る繰延税金負債	10	4,358	0.27	4,265	0.26	4,265	0.26
支払承諾		25,239	1.57	26,456	1.59	26,922	1.63
負債の部合計		1,522,356	94.45	1,564,606	94.38	1,554,528	94.21
(少数株主持分)							
少数株主持分		702	0.04	-	-	725	0.04
(資本の部)							
資本金		31,844	1.97	-	-	31,844	1.93
資本剰余金		23,184	1.44	-	-	23,184	1.40
利益剰余金		9,332	0.58	-	-	11,156	0.68
土地再評価差額金	10	5,406	0.34	-	-	5,265	0.32
その他有価証券評価差額金		19,211	1.19	-	-	23,613	1.43
自己株式		140	0.01	-	-	154	0.01
資本の部合計		88,839	5.51	-	-	94,910	5.75
負債、少数株主持分及び資本の部合計		1,611,899	100.00	-	-	1,650,164	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		-	-	31,844	1.92	-	-
資本剰余金		-	-	23,184	1.40	-	-
利益剰余金		-	-	12,937	0.78	-	-
自己株式		-	-	154	0.01	-	-
株主資本合計		-	-	67,812	4.09	-	-
その他有価証券評価差額金		-	-	20,023	1.21	-	-
繰延ヘッジ損益		-	-	635	0.04	-	-
土地再評価差額金	10	-	-	5,265	0.32	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	24,653	1.49	-	-
少数株主持分		-	-	761	0.04	-	-
純資産の部合計		-	-	93,227	5.62	-	-
負債及び純資産の部合計		-	-	1,657,834	100.00	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		18,526	100.00	19,340	100.00	36,695	100.00
資金運用収益		14,509		14,919		28,958	
(うち貸出金利息)		(11,656)		(11,401)		(23,002)	
(うち有価証券利息配当金)		(2,730)		(3,104)		(5,588)	
役務取引等収益		2,498		2,556		5,180	
その他業務収益		238		138		399	
その他経常収益		1,280		1,725		2,156	
経常費用		14,331	77.35	15,240	78.80	27,869	75.95
資金調達費用		767		1,409		1,728	
(うち預金利息)		(533)		(1,100)		(1,200)	
役務取引等費用		856		907		1,721	
その他業務費用		429		696		608	
営業経費		10,694		10,882		21,157	
その他経常費用	1	1,583		1,344		2,653	
経常利益		4,195	22.65	4,099	21.20	8,825	24.05
特別利益		22	0.12	8	0.04	198	0.54
特別損失	2	879	4.75	14	0.08	1,220	3.33
税金等調整前中間(当期)純利益		3,339	18.02	4,093	21.16	7,803	21.26
法人税、住民税及び事業税		471	2.54	1,746	9.03	1,078	2.94
法人税等調整額		914	4.93	253	1.31	2,524	6.88
少数株主利益		31	0.17	36	0.18	52	0.14
中間(当期)純利益		1,922	10.38	2,564	13.26	4,147	11.30

【中間連結剰余金計算書および中間連結株主資本等変動計算書】
 (中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		23,184	23,184
資本剰余金中間期末(期 末)残高		23,184	23,184
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		7,994	7,994
利益剰余金増加高		1,922	4,273
中間(当期)純利益		1,922	4,147
土地再評価差額金取崩額		-	126
利益剰余金減少高		584	1,111
配当金		542	1,085
役員賞与		25	25
自己株式処分差損		0	0
土地再評価差額金取崩額		15	-
利益剰余金中間期末(期 末)残高		9,332	11,156

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,844	23,184	11,156	154	66,031
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			759		759
役員賞与(注)			22		22
中間純利益			2,564		2,564
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分			1	9	8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	1,780	0	1,781
平成18年9月30日 残高 (百万円)	31,844	23,184	12,937	154	67,812

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	23,613	-	5,265	28,878	725	95,636
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						759
役員賞与(注)						22
中間純利益						2,564
自己株式の取得						9
自己株式の処分						8
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	3,590	635	-	4,225	35	4,190
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	3,590	635	-	4,225	35	2,409
平成18年9月30日 残高 (百万円)	20,023	635	5,265	24,653	761	93,227

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間(当 期)純利益		3,339	4,093	7,803
減価償却費		288	266	601
減損損失		827	-	1,143
持分法による投資損益 ()		45	54	83
社債発行費		-	-	59
貸倒引当金の増減 ()額		2,763	750	5,520
賞与引当金の増減 ()額		52	75	10
役員賞与引当金の増減 ()額		-	11	-
退職給付引当金の増減 ()額		67	23	101
前払年金費用の純増 ()減		30	34	62
資金運用収益		14,509	14,919	28,958
資金調達費用		767	1,409	1,728
有価証券関係損益()		727	699	1,074
為替差損益()		1,242	36	2,160
動産不動産処分損益 ()		51	-	94
固定資産処分損益 ()		-	14	-
貸出金の純増()減		3,248	2,126	28,156
預金の純増減()		17,326	15,435	26,110
借入金(劣後特約付借 入金を除く)の純増減 ()		10	200	810
預け金(日銀預け金を 除く)の純増()減		231	36	131
コールローン等の純増 ()減		2,947	5,953	2,171

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
コールマネー等の純増 減()		-	5,000	5,000
債券貸借取引受入担保 金の純増減()		-	8,265	-
買入金銭債権の純増 ()減		474	130	1,522
外国為替(資産)の純 増()減		1,027	447	1,853
外国為替(負債)の純 増減()		16	4	30
その他資産の純増 ()減		322	90	1,942
その他負債の純増減 ()		1,034	405	5,096
未払確定拠出年金移行 掛金の純増減()		809	739	835
資金運用による収入		11,770	11,480	24,121
資金調達による支出		580	716	1,278
役員賞与		25	22	25
小計		19,608	10,129	206
法人税等の支払額		579	854	839
営業活動によるキャッ シュ・フロー		19,028	9,275	1,045
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		29,624	21,480	68,222
有価証券の売却による 収入		14,023	19,818	16,599
有価証券の償還による 収入		7,757	7,547	21,290
投資活動としての資金 運用による収入		3,042	3,191	6,193
動産不動産の取得によ る支出		221	-	783
有形固定資産の取得に よる支出		-	173	-

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
動産不動産の売却等による収入		65	-	260
有形固定資産の売却等による収入		-	1	-
その他資産の減少による収入		10	-	16
投資活動によるキャッシュ・フロー		4,944	8,904	24,645
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		3,000	5,500	3,000
劣後特約付社債の発行による収入		-	-	9,940
財務活動としての資金調達による支出		132	167	251
配当金支払額		542	759	1,085
少数株主への配当金支払額		1	1	1
自己株式の取得による支出		12	9	28
自己株式の売却による収入		3	8	4
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,685	6,429	5,578
現金及び現金同等物に係る換算差額		1	5	2
現金及び現金同等物の増減()額		10,397	11,755	20,109
現金及び現金同等物の期首残高		58,772	38,662	58,772
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		69,169	50,418	38,662

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 会社名 中京ビジネスサービス(株) (株)中京カード たから不動産(株) キキョウサービス(株) 中京ファイナンス(株) (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 同左 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 なし (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 中京総合リース(株) (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし (4) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は全て9月末日であります。	同左	連結子会社の決算日は全て3月末日であります。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。(会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上してはいましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は14百万円減少し、繰延税金負債は9百万円減少しており、税金等調整前中間純利益は24百万円増加しております。	
	(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年~50年 動産 3年~20年 連結子会社の動産不動産については、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないため、支出時に費用処理しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年~50年 動産 3年~20年 連結子会社の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないため、支出時に費用処理しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年~50年 動産 3年~20年 連結子会社の動産不動産については、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められないため、支出時に費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てる方法(キャッシュ・フロー見積法)によっております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額との差額を引当てる方法(キャッシュ・フロー見積法)によっております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てる方法(キャッシュ・フロー見積法)によっております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てしております。</p>	
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 (会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は11百万円増加し、税金等調整前中間純利益は11百万円減少しております。</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理しております。</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(10) リース取引の処理方法 当行および連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(10) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価してしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしてしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価してしております。</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
	<p>(12) 消費税等の会計処理 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上してあります。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上してあります。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上してあります。</p>
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は826百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は93,101百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は1,144百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合ならびに民法上の組合および匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示していましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示していましたが、当中間連結会計期間からこれらの損益の発生源泉に応じ「有価証券利息配当金」若しくは「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却等による収入」は、「有形固定資産の売却等による収入」等として表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式827百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,126百万円、延滞債権額は41,852百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は254百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,232百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は56,465百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式922百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,624百万円、延滞債権額は42,433百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は383百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,739百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は57,181百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式869百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,745百万円、延滞債権額は37,762百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は475百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,529百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は52,513百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)																												
<p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,018百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="145 869 491 1003"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,081百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,498百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券45,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は497百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	8,081百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,498百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、14,072百万円でありませす。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,216百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="571 869 917 1075"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,207百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,360百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,265百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券43,456百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は394百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	16,207百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,360百万円	債券貸借取引受入担保金	8,265百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、17,735百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,608百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="997 869 1343 1041"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>25,577百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,215百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>5,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券49,720百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は483百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	25,577百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,215百万円	コールマネー	5,000百万円
担保に供している資産																														
有価証券	8,081百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	5,498百万円																													
担保に供している資産																														
有価証券	16,207百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	1,360百万円																													
債券貸借取引受入担保金	8,265百万円																													
担保に供している資産																														
有価証券	25,577百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	5,215百万円																													
コールマネー	5,000百万円																													

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は196,631百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,418百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は238,379百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが197,017百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は223,696百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが186,971百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 15,441百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 15,653百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>14. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,104百万円</p> <p>11. 動産不動産の減価償却累計額 15,566百万円</p> <p>12. 動産不動産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額946百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却20百万円、貸倒引当金繰入額588百万円および株式等償却70百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却54百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当連結会計年度において、当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件</td> <td>土地建物 動産</td> <td>795 32</td> <td>愛知県 名古屋市 他</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	795 32	愛知県 名古屋市 他		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗 11か店・ 遊休資産 1物件</td> <td>土地建物 動産</td> <td>1,105 37</td> <td>愛知県 名古屋市 他</td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗 11か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	1,105 37	愛知県 名古屋市 他
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所															
営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	795 32	愛知県 名古屋市 他															
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所															
営業用店舗 11か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	1,105 37	愛知県 名古屋市 他															
<p>当行は、営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(821百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>		<p>当行は、営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,137百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。</p>		<p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	-	-	217,459	
合計	217,459	-	-	217,459	
自己株式					
普通株式	368	26	24	371	(注)
合計	368	26	24	371	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加26千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少24千株は、単元未満株式の買増し請求による減少8千株、連結子会社が市場で売却した自己株式(当行株式)の当行帰属分15千株であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	759	3.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月14日 取締役会	普通株式	542	その他利益 剰余金	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成17年9月30日現在	平成18年9月30日現在	平成18年3月31日現在
現金預け金勘定 70,300百万円	現金預け金勘定 51,222百万円	現金預け金勘定 39,430百万円
日本銀行以外への預け金 1,130百万円	日本銀行以外への預け金 804百万円	日本銀行以外への預け金 768百万円
現金及び現金同等物 69,169百万円	現金及び現金同等物 50,418百万円	現金及び現金同等物 38,662百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>4,000百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>1,193百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>2,807百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,415百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,929百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 348百万円 減価償却費相当額 296百万円 支払利息相当額 70百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	4,000百万円	動産	1,193百万円	動産	2,807百万円	1年内	514百万円	1年超	2,415百万円	合計	2,929百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>4,139百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>1,563百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>2,575百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>538百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,187百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,726百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 346百万円 減価償却費相当額 293百万円 支払利息相当額 64百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>	動産	4,139百万円	動産	1,563百万円	動産	2,575百万円	1年内	538百万円	1年超	2,187百万円	合計	2,726百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および連結会計年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>4,051百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>1,304百万円</td> </tr> </table> <p>連結会計年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>動産</td> <td>2,747百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料連結会計年度末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>542百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,343百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,886百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 693百万円 減価償却費相当額 591百万円 支払利息相当額 136百万円 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>	動産	4,051百万円	動産	1,304百万円	動産	2,747百万円	1年内	542百万円	1年超	2,343百万円	合計	2,886百万円
動産	4,000百万円																																					
動産	1,193百万円																																					
動産	2,807百万円																																					
1年内	514百万円																																					
1年超	2,415百万円																																					
合計	2,929百万円																																					
動産	4,139百万円																																					
動産	1,563百万円																																					
動産	2,575百万円																																					
1年内	538百万円																																					
1年超	2,187百万円																																					
合計	2,726百万円																																					
動産	4,051百万円																																					
動産	1,304百万円																																					
動産	2,747百万円																																					
1年内	542百万円																																					
1年超	2,343百万円																																					
合計	2,886百万円																																					

[次へ](#)

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表および連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の出資金を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	21,272	49,027	27,754	27,774	20
債券	182,262	184,461	2,199	2,708	508
国債	91,548	92,344	796	1,043	246
地方債	20,506	20,740	233	344	110
社債	70,207	71,377	1,169	1,320	150
その他	105,547	107,302	1,754	3,471	1,716
合計	309,082	340,791	31,708	33,954	2,245

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理することとしておりますが、当中間連結会計期間末においては30%以上下落したものはありません。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は52百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,831
非上場債券	8,082

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）

	取得原価（百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額（百万円）
株式	19,557	52,138	32,580
債券	198,885	198,376	509
国債	109,119	108,471	647
地方債	23,291	23,255	35
社債	66,475	66,649	174
その他	100,142	101,169	1,026
合計	318,586	351,684	33,097

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理することとしておりますが、当中間連結会計期間末においては30%以上下落したものはありません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	3,901
非上場債券	12,016

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	641	8

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	22,954	63,329	40,374	40,396	21
債券	198,491	196,194	2,297	808	3,105
国債	106,672	104,793	1,879	126	2,006
地方債	21,600	21,370	229	110	340
社債	70,218	70,030	188	570	758
その他	106,429	107,322	892	4,157	3,264
合計	327,876	366,846	38,970	45,361	6,390

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理することとしておりますが、当連結会計年度末においては30%以上下落したものはありません。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は68百万円（費用）であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	16,578	1,368	189

6. 時価のない有価証券の主な内容および連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	3,884
非上場債券	10,502

7. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	5,510	107,164	70,818	23,202
国債	296	45,587	35,707	23,202
地方債	60	8,825	12,484	-
社債	5,154	52,751	22,626	-
その他	3,400	20,048	33,644	22,093
合計	8,911	127,213	104,463	45,296

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成17年 9月30日現在)
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外) (平成17年 9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年 9月30日現在)
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外) (平成18年 9月30日現在)
該当ありません。

前連結会計年度

- 1 . 運用目的の金銭の信託 (平成18年 3月31日現在)
該当ありません。
- 2 . 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年 3月31日現在)
該当ありません。
- 3 . その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外) (平成18年 3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成17年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	31,761
その他有価証券	31,761
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	12,559
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	19,202
() 少数株主持分相当額	2
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+ 12
その他有価証券評価差額金	19,211

(注) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額52百万円 (費用) を除いております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成18年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	33,097
その他有価証券	33,097
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	13,087
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	20,010
() 少数株主持分相当額	2
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+ 15
その他有価証券評価差額金	20,023

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成18年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	39,039
その他有価証券	39,039
その他の金銭の信託	-
（+）繰延税金資産（又は（ ）繰延税金負債）	15,437
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	23,602
（ ）少数株主持分相当額	4
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+ 15
その他有価証券評価差額金	23,613

（注）評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額68百万円（費用）を除いております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、記載対象としておりません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	26,161	823	823
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		823	823

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	3,372	18	18
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		18	18

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	17,447	234	234
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		234	234

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行の利用しているデリバティブ取引は、金利関連では、金利スワップ取引、通貨関連では、為替予約取引等があります。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、主として、通常の業務より生じる資産・負債に係る金利変動などの市場リスクを回避・軽減するためのヘッジ手段として、デリバティブ取引を利用することとしております。

(3) 取引の利用目的

当行は、主として、固定金利資産・負債の金利変動リスクの回避および外貨建資産・負債に係る為替相場の変動リスクの回避を目的とした金利・通貨関連デリバティブ等を利用しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、主に市場リスク、信用リスクといったリスクを内包しております。当行が利用しているデリバティブ取引の大部分は、資産・負債に係る市場リスクを回避・軽減するものであり、市場リスクは限定されております。また、市場における取引相手は、信用度の高い金融機関に限定し、かつ、取引額に上限を定めて行っており、信用リスクは限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引に係るリスク管理体制として、リスク管理担当部署においてリスク量の計測・検証を行い、経営陣、関連部等に報告しております。また、経営陣および所管部署等で構成されるALM委員会を定期的開催し、各種リスクの把握、リスクコントロール等について、協議する体制としております。

(6) 定量的情報の補足説明

特にありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ 受取変動・支払 固定	2,857	2,857	35	35
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			35	35

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	18,354	-	319	319
	買建	5,279	-	47	47
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			272	272

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

当連結会計年度末（平成18年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当連結会計年度末（平成18年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当連結会計年度末（平成18年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当連結会計年度末（平成18年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード業務、信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	409.16	425.93	437.08
1株当たり中間(当期)純利益	円	8.85	11.81	18.99
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	-	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	-	93,227	-
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	761	-
うち少数株主持分	百万円	-	761	-
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	-	92,465	-
普通株式の(中間)期末株式数	千株	-	217,088	-

2. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2円92銭減少しております。

3. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	1,922	2,564	4,147
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	22
うち利益処分による役員賞与金	百万円	-	-	22
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,922	2,564	4,125
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	217,141	217,092	217,123

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>有形固定資産の譲渡</p> <p>当行は、平成18年11月30日付で下記のとおり有形固定資産の譲渡を行いました。</p> <p>(1) 譲渡の理由</p> <p>経営資源の効率的な活用</p> <p>(2) 譲渡資産の内容</p> <p>大阪支店駐車場土地</p> <p>面積 386.24㎡</p> <p>帳簿価額 102百万円</p> <p>(3) 譲渡価額 710百万円</p>	

(2) 【その他】

該当事項なし

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		70,001	4.36	50,921	3.09	39,128	2.38
コールローン		305	0.02	7,036	0.43	1,082	0.07
買入金銭債権		548	0.04	1,726	0.10	1,596	0.10
商品有価証券		474	0.03	824	0.05	641	0.04
有価証券	1, 8	354,050	22.05	368,942	22.36	382,555	23.28
投資損失引当金		-	-	101	0.01	-	-
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9	1,144,471	71.26	1,176,758	71.30	1,174,902	71.50
外国為替	7	5,834	0.36	7,107	0.43	6,659	0.40
その他資産	8	5,324	0.33	8,083	0.49	7,174	0.44
動産不動産	8, 10, 11, 14	24,119	1.50	-	-	23,955	1.46
有形固定資産	10, 11, 14	-	-	23,371	1.42	-	-
無形固定資産		-	-	84	0.01	-	-
支払承諾見返		25,239	1.57	26,456	1.60	26,922	1.64
貸倒引当金		24,415	1.52	20,881	1.27	21,522	1.31
資産の部合計		1,605,954	100.00	1,650,330	100.00	1,643,097	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,455,927	90.66	1,478,675	89.60	1,463,118	89.05
コールマネー	8	-	-	-	-	5,000	0.30
債券貸借取引受入担保金	8	-	-	8,265	0.50	-	-
借入金	12	5,500	0.34	-	-	5,500	0.33
外国為替		27	0.00	18	0.00	13	0.00
社債	13	10,000	0.62	20,000	1.21	20,000	1.22
その他負債		7,201	0.45	9,862	0.60	9,989	0.61
賞与引当金		880	0.06	918	0.06	841	0.05
役員賞与引当金		-	-	11	0.00	-	-
退職給付引当金		826	0.05	899	0.05	862	0.05
繰延税金負債		7,546	0.47	9,218	0.56	12,150	0.74
再評価に係る繰延税金負債	14	4,358	0.27	4,265	0.26	4,265	0.26
支払承諾		25,239	1.57	26,456	1.60	26,922	1.64
負債の部合計		1,517,507	94.49	1,558,591	94.44	1,548,664	94.25
(資本の部)							
資本金		31,844	1.98	-	-	31,844	1.94
資本剰余金		23,184	1.44	-	-	23,184	1.41
資本準備金		23,184		-	-	23,184	
利益剰余金		8,979	0.56	-	-	10,733	0.65
利益準備金		508		-	-	617	
任意積立金		5,500		-	-	5,500	
中間(当期)未処分利益		2,971		-	-	4,616	
土地再評価差額金	14	5,406	0.34	-	-	5,265	0.32
その他有価証券評価差額金		19,165	1.20	-	-	23,552	1.44
自己株式		134	0.01	-	-	147	0.01
資本の部合計		88,446	5.51	-	-	94,432	5.75
負債及び資本の部合計		1,605,954	100.00	-	-	1,643,097	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		17,718	100.00	18,566	100.00	35,085	100.00
資金運用収益		14,130		14,566		28,209	
(うち貸出金利息)		(11,276)		(11,048)		(22,254)	
(うち有価証券利息配当金)		(2,731)		(3,104)		(5,587)	
役務取引等収益		2,242		2,306		4,672	
その他業務収益		107		18		146	
その他経常収益		1,237		1,674		2,056	
経常費用		13,787	77.82	14,851	79.99	26,663	76.00
資金調達費用		735		1,380		1,666	
(うち預金利息)		(533)		(1,100)		(1,200)	
役務取引等費用		982		1,013		1,969	
その他業務費用		429		696		608	
営業経費	1	10,317		10,516		20,389	
その他経常費用	2	1,322		1,243		2,029	
経常利益		3,930	22.18	3,715	20.01	8,421	24.00
特別利益		18	0.10	3	0.02	190	0.54
特別損失	3	879	4.96	14	0.08	1,220	3.48
税引前中間(当期)純利益		3,070	17.32	3,704	19.95	7,391	21.06
法人税、住民税及び事業税		303	1.71	1,566	8.44	827	2.36
法人税等調整額		986	5.56	174	0.94	2,628	7.49
中間(当期)純利益		1,780	10.05	2,312	12.45	3,935	11.21
前期繰越利益		1,206		-	-	1,206	
土地再評価差額金取崩額		15		-	-	126	
自己株式処分差損		0		-	-	0	
中間配当額		-		-	-	542	
中間配当に伴う利益準備金積立額		-		-	-	108	
中間(当期)未処分利益		2,971		-	-	4,616	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,844	23,184	23,184	617	5,500	4,616	10,733	147	65,614
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)				160	2,500	3,419	759		759
役員賞与(注)						22	22		22
中間純利益						2,312	2,312		2,312
自己株式の取得								9	9
自己株式の処分						0	0	3	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	160	2,500	1,130	1,529	6	1,523
平成18年9月30日 残高 (百万円)	31,844	23,184	23,184	777	8,000	3,486	12,263	154	67,138

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	23,552	-	5,265	28,818	94,432
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					759
役員賞与(注)					22
中間純利益					2,312
自己株式の取得					9
自己株式の処分					2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	3,581	635	-	4,216	4,216
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	3,581	635	-	4,216	2,693
平成18年9月30日 残高 (百万円)	19,970	635	5,265	24,601	91,739

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)												
1. 商品有価証券の評価基準 および評価方法	商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は移動平均法により算 定)により行っております。	同左	同左												
2. 有価証券の評価基準およ び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法により行 っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差 額については、組込デリバティブ を一体処理したことにより損益に 反映させた額を除き、全部資本直 入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法により行 っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法 により処理しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分さ れる物価連動国債については、現 物の金融資産部分と組込デリバ ティブ部分を一体として時価評価 し、評価差額を損益に計上して おりましたが、「その他の複合金融 商品(払込資本を増加させる可能 性のある部分を含まない複合金融 商品)に関する会計処理」(企業 会計基準適用指針第12号平成18年 3月30日)が公表されたことに伴 い、当中間会計期間から同適用指 針を適用し、前事業年度末の貸借 対照表価額を取得原価として償却 原価法を適用し時価評価による評 価差額(税効果額控除後)を純資 産の部に計上しております。これ により、従来の方法に比べその他 有価証券評価差額は14百万円減 少し、繰延税金負債は9百万円減 少しており、税引前中間純利益は 24百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、決算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価は移動平均 法により算定)、時価のないもの については、移動平均法による原 価法又は償却原価法により行っ ております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差 額については、組込デリバティブ を一体処理したことにより損益に 反映させた額を除き、全部資本直 入法により処理しております。</p>												
3. デリバティブ取引の評価 基準および評価方法	デリバティブ取引の評価は、時 価法により行っております。	同左	同左												
4. 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産不動産は、定率法(ただ し、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除 く)については定額法)を採用 し、年間減価償却費見積額を期 間により按分し、計上してあり ます。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のと おりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table>	建物	7年～50年	動産	3年～20年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(た だし、平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法)を採 用し、年間減価償却費見積額を 期間により按分し、計上して おります。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のと おりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table>	建物	7年～50年	動産	3年～20年	<p>(1) 動産不動産</p> <p>動産不動産は、定率法(ただ し、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除 く)については定額法)を採用 してあります。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のと おりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table>	建物	7年～50年	動産	3年～20年
建物	7年～50年														
動産	3年～20年														
建物	7年～50年														
動産	3年～20年														
建物	7年～50年														
動産	3年～20年														

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実に認められないため、支出時に費用処理しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実に認められないため、支出時に費用処理しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、将来の収益獲得又は費用削減が確実に認められないため、支出時に費用処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てております。 破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づい	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額との差額を引当てております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てております。	(1) 貸倒引当金 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	て上記の引当てを行っております。	破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。	
	(2) 投資損失引当金	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金	(4) 役員賞与引当金 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は11百万円増加し、税引前中間純利益は11百万円減少しております。	(4) 役員賞与引当金

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理しております。</p>
6. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は826百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は92,374百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は1,144百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合ならびに民法上の組合および匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間からこれらの損益の発生源泉に応じ「有価証券利息配当金」若しくは「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,114百万円、延滞債権額は41,433百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は254百万円であります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,017百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は55,821百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 6,336百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,592百万円、延滞債権額は41,971百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は383百万円あります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,561百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は56,508百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,711百万円、延滞債権額は37,341百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は475百万円あります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,309百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は51,837百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																												
<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、25,197百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,018百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="145 831 491 965"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,081百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,498百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券45,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は497百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は178,145百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,418百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	8,081百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,498百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、14,072百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,216百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="571 831 917 1032"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,207百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,360百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>8,265百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券43,456百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は394百万円あります。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は220,784百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが197,017百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	16,207百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,360百万円	債券貸借取引受入担保金	8,265百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、17,735百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,608百万円あります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="995 831 1342 999"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>25,577百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,215百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>5,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券49,720百万円を差し入れております。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は205,563百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが186,971百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	25,577百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,215百万円	コールマネー	5,000百万円
担保に供している資産																														
有価証券	8,081百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	5,498百万円																													
担保に供している資産																														
有価証券	16,207百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	1,360百万円																													
債券貸借取引受入担保金	8,265百万円																													
担保に供している資産																														
有価証券	25,577百万円																													
担保資産に対応する債務																														
預金	5,215百万円																													
コールマネー	5,000百万円																													

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,366百万円</p>	<p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,574百万円</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,490百万円</p>
<p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>12. 借入金5,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>12. 借入金5,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>12. 借入金5,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>
<p>13. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13. 社債20,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>
<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>
		<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,104百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																							
<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">283百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額700百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	建物・動産	283百万円	その他	1百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">262百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額406百万円および株式等償却70百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	262百万円	その他	1百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">591百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額649百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p>	建物・動産	591百万円	その他	3百万円																											
建物・動産	283百万円																																								
その他	1百万円																																								
建物・動産	262百万円																																								
その他	1百万円																																								
建物・動産	591百万円																																								
その他	3百万円																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">減損損失 (百万円)</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9か店・</td> <td>土地建物</td> <td style="text-align: right;">795</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">32</td> <td>名古屋市 他</td> </tr> <tr> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗				9か店・	土地建物	795	愛知県	遊休資産	動産	32	名古屋市 他	1物件				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 20%;">減損損失 (百万円)</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11か店・</td> <td>土地建物</td> <td style="text-align: right;">1,105</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">37</td> <td>名古屋市 他</td> </tr> <tr> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗				11か店・	土地建物	1,105	愛知県	遊休資産	動産	37	名古屋市 他	1物件			
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所																																						
営業用店舗																																									
9か店・	土地建物	795	愛知県																																						
遊休資産	動産	32	名古屋市 他																																						
1物件																																									
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所																																						
営業用店舗																																									
11か店・	土地建物	1,105	愛知県																																						
遊休資産	動産	37	名古屋市 他																																						
1物件																																									
<p>営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(821百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p>	<p>営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(1,137百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p>																																								

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p>		<p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	352	26	8	371	(注)
合計	352	26	8	371	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加26千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>3,919百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>1,162百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>2,756百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td> 1年内</td> <td>499百万円</td> </tr> <tr> <td> 1年超</td> <td>2,377百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>2,877百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="0"> <tr> <td> 支払リース料</td> <td>339百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td> 減価償却費相当額</td> <td>288百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払利息相当額 <table border="0"> <tr> <td> 支払利息相当額</td> <td>68百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p> リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p> リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p> リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	3,919百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,162百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	2,756百万円	1年内	499百万円	1年超	2,377百万円	合計	2,877百万円	支払リース料	339百万円	減価償却費相当額	288百万円	支払利息相当額	68百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>4,049百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>1,520百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>2,529百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td> 1年内</td> <td>522百万円</td> </tr> <tr> <td> 1年超</td> <td>2,155百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>2,678百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="0"> <tr> <td> 支払リース料</td> <td>337百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td> 減価償却費相当額</td> <td>285百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払利息相当額 <table border="0"> <tr> <td> 支払利息相当額</td> <td>63百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p> 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p> 同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p> 同左</p>	取得価額相当額		動産	4,049百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,520百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	2,529百万円	1年内	522百万円	1年超	2,155百万円	合計	2,678百万円	支払リース料	337百万円	減価償却費相当額	285百万円	支払利息相当額	63百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>3,972百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>1,268百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 動産</td> <td>2,703百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td> 1年内</td> <td>527百万円</td> </tr> <tr> <td> 1年超</td> <td>2,313百万円</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>2,841百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 <table border="0"> <tr> <td> 支払リース料</td> <td>676百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額 <table border="0"> <tr> <td> 減価償却費相当額</td> <td>576百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払利息相当額 <table border="0"> <tr> <td> 支払利息相当額</td> <td>134百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p> 同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p> 同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p> 同左</p>	取得価額相当額		動産	3,972百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,268百万円	期末残高相当額		動産	2,703百万円	1年内	527百万円	1年超	2,313百万円	合計	2,841百万円	支払リース料	676百万円	減価償却費相当額	576百万円	支払利息相当額	134百万円
取得価額相当額																																																																										
動産	3,919百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
動産	1,162百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
動産	2,756百万円																																																																									
1年内	499百万円																																																																									
1年超	2,377百万円																																																																									
合計	2,877百万円																																																																									
支払リース料	339百万円																																																																									
減価償却費相当額	288百万円																																																																									
支払利息相当額	68百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
動産	4,049百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
動産	1,520百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
動産	2,529百万円																																																																									
1年内	522百万円																																																																									
1年超	2,155百万円																																																																									
合計	2,678百万円																																																																									
支払リース料	337百万円																																																																									
減価償却費相当額	285百万円																																																																									
支払利息相当額	63百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
動産	3,972百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
動産	1,268百万円																																																																									
期末残高相当額																																																																										
動産	2,703百万円																																																																									
1年内	527百万円																																																																									
1年超	2,313百万円																																																																									
合計	2,841百万円																																																																									
支払リース料	676百万円																																																																									
減価償却費相当額	576百万円																																																																									
支払利息相当額	134百万円																																																																									

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年 9月30日現在)、当中間会計期間末 (平成18年 9月30日現在) および前事業年度末 (平成18年 3月31日現在) において、子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	有形固定資産の譲渡 平成18年11月30日付で下記のとおり有形 固定資産の譲渡を行いました。 (1) 譲渡の理由 経営資源の効率的な活用 (2) 譲渡資産の内容 大阪支店駐車場土地 面積 386.24㎡ 帳簿価額 560百万円 (3) 譲渡価額 710百万円	

(2) 【その他】

中間配当

平成18年11月14日開催の取締役会において、第101期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 542百万円

1株当たりの中間配当金 2円50銭

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付資料

事業年度（第100期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書の訂正報告書

平成18年11月22日関東財務局長に提出。

（第99期中）（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）および（100期中）（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）の半期報告書に係る訂正報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月21日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小川 薫	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀧沢 宏光	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西原 浩文	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は貸倒引当金繰入額を修正することとし、当該中間連結会計期間の中間連結財務諸表を訂正している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書の訂正報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月21日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小川 薫	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	瀧沢 宏光	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西原 浩文	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は貸倒引当金繰入額を修正することとし、当該中間会計期間の中間財務諸表を訂正している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書の訂正報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西原 浩文 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第101期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。